

鳥取県告示第 549 号

鳥取県債権管理事務取扱規則（昭和39年鳥取県規則第16号）第7条に規定する徴収職員について、地方自治法の一部を改正する法律（平成18年法律第53号）附則第3条第2項の規定によりなおその効力を有することとされる同法による改正前の地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「旧法」という。）第171条第4項の規定に基づき、出納長をしてその権限に属する事務の一部を次のとおり委任させたので、同条第5項において準用する旧法第170条第4項後段の規定により告示する。

平成 19 年 6 月 26 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 委任させた事務

赤碕港の国有財産の使用に係る既往占用料支払債務確認書に基づく既往占用料の収納事務

2 委任を受けた出納員

鳥取県県土整備部空港港湾課

課長補佐 大江 誠二

管理係長 山根 佳人

副主幹 町 鉄男

3 委任期間

平成 19 年 6 月 26 日から平成 20 年 3 月 31 日まで